

令和3年6月11日
記者発表資料

飲食店向け協力金の再度の申請受付を実施します

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮(以下、「時短営業」といいます。)にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を交付しています。

このたび、時短営業に御協力をいただいたにも関わらず、申請期限内に協力金の交付申請ができなかった方等を対象に、再度の申請受付を実施することとしましたので、お知らせします。

1 対象者

添付の「対象となる要請期間と協力金」に記載の第3弾から第8弾までの協力金について、時短営業の要請期間中、対象地域の店舗において、それぞれの要請内容に御協力いただいたもの、「何らかの理由で、当初の申請期限内に、協力金の交付申請を行えなかった事業者」及び「県の要請前から自主的に時短営業を実施していた事業者」を対象とします。

※ 協力金の各弾において、当初の申請期間に交付申請を行い、交付又は不交付決定を受けた店舗は、その弾の申請はできません。

2 申請受付期間

令和3年7月下旬から1か月程度を予定

3 申請方法

郵送のみ

※ 申請方法等の詳細が決まりましたら、改めて県ホームページ等でご案内します。

問合せ先

神奈川県産業労働局

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金対策チーム

神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課

課長

村上・竹氏 電話 080-7581-6400

和泉 電話 045-210-5550

対象となる要請期間と協力金

区分	要請期間・対象地域	要請内容	当初の受付期間	支給額
第3弾	令和2年12月7日 ～12月17日 横浜市・川崎市	対象店舗に対し、5時～22時までの時短営業	令和2年12月18日 ～令和3年1月22日	1日あたり 2万円
第4弾	令和2年12月18日 ～令和3年1月11日 横浜市・川崎市	対象店舗に対し、5時～22時までの時短営業(令和3年1月8日～11日までは5時～20時(酒類の提供は19時)までの時短営業を追加要請)	令和3年1月12日 ～2月16日	1日あたり 4万円 (追加要請分は、1日あたり2万円)
第5弾	令和3年1月12日 ～2月7日 県内全域	対象店舗に対し、5時～20時(酒類の提供は11時～19時)までの時短営業	令和3年2月8日 ～3月5日	1日あたり 6万円
第6弾	令和3年2月8日 ～3月7日 県内全域	対象店舗に対し、5時～20時(酒類の提供は11時～19時)までの時短営業	令和3年3月8日 ～4月9日	1日あたり 6万円
第7弾	令和3年3月8日 ～3月21日 県内全域	対象店舗に対し、5時～20時(酒類の提供は11時～19時)までの時短営業	令和3年4月1日 ～5月7日	1日あたり 6万円
	令和3年3月22日 ～3月31日 県内全域	対象店舗に対し、5時～21時(酒類の提供は11時～20時)までの時短営業		1日あたり 4万円
第8弾	令和3年4月1日 ～4月19日 県内全域	対象店舗に対し、5時～21時(酒類の提供は11時～20時)までの時短営業	令和3年4月22日 ～5月28日	1日あたり 4万円

※対象店舗：第3弾及び第4弾は、酒類を提供する、食品衛生法の飲食店営業等の許可を受けた飲食店及びカラオケ店
 第5弾～第8弾までは、食品衛生法の飲食店営業及び喫茶店営業の許可を受けた店舗。ただし、テイクアウト専門店やキッチンカーなど、要請の対象外となる施設があります。